

日 時 平成29年3月15日(水) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 北山一衛	2番 三上廣大
3番 高橋美紀子	4番 今大介
5番 工藤禎子	6番 佐々木隆
7番 後藤秀憲	8番 工藤和行
9番 大久保朝泰	10番 大溝雅昭
11番 工藤和子	12番 福士幸雄
13番 工藤俊広	14番 村上啓二
15番 中田博文	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 高 樋 憲	副 市 長 有 馬 喜代史
総 務 部 長 成 田 耕 作	企画財政部長 阿 保 正 一
健康福祉部長兼 福祉事務所長 五十嵐 茂 幸	農 林 部 長 玉 田 純 一
商工観光部長 松 井 良	建 設 部 長 三 上 亮 介
総 務 課 長 真 土 亨	人 事 課 長 鈴 木 正 人
市民環境課長 工 藤 隆 彦	財 政 課 長 鳴 海 淳 造
税 務 課 長 佐 藤 寿	国保年金課長 木 村 斉 吾
福祉総務課長 千 葉 毅	介護保険課長兼 地域包括支援センター所長 青 木 金 光
農 林 課 長 兼 バイオ技術センター所長 中 田 憲 人	土 木 課 長 鳴 海 真 一
農業委員会会長 木 立 康 行	選挙管理委員会 委 員 長 山 田 明 匡
監 査 委 員 廣 瀬 左喜男	教 育 長 山 内 孝 行
教育部長兼 市民文化会館長 成 田 秀 範	学校教育課長 藤 田 克 文
文化スポーツ課長 村 上 誠 明	黒石病院 事 業 管 理 者 柿 崎 武 光

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成29年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成29年3月15日(木) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第1号 道路施設の管理^{かし}瑕疵による事故に係る和解について
- 第3 報告第2号 平成28年度黒石市一般会計補正予算(第6号)について
- 第4 報告第3号 道路施設の管理^{かし}瑕疵による事故に係る和解について
- 第5 報告第4号 権利の放棄について
- 第6 報告第5号 権利の放棄について
- 第7 報告第6号 権利の放棄について
- 第8 報告第7号 権利の放棄について
- 第9 議案第1号 黒石市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例制定について
- 第10 議案第2号 誇れるふるさと黒石応援基金条例制定について
- 第11 議案第3号 黒石市スポーツ振興基金条例制定について
- 第12 議案第4号 黒石市高齢者の見守り活動の推進に関する条例制定について
- 第13 議案第5号 黒石市立黒石幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例制定について
- 第14 議案第6号 黒石市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第7号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第8号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第9号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第18 議案第10号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

- 第19 議案第11号 黒石市税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第13号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第14号 黒石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第15号 黒石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第16号 黒石市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第17号 市道の路線認定について
- 第26 議案第18号 黒石市スポーツ交流センターの指定管理者の指定について
- 第27 議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第28 議案第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第29 議案第22号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第30 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第31 議案第24号 平成28年度黒石市一般会計補正予算（第7号）
- 第32 議案第25号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第33 議案第26号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第34 議案第27号 平成28年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第35 議案第28号 平成29年度黒石市一般会計予算
- 第36 議案第29号 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第37 議案第30号 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第38 議案第31号 平成29年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計予算
- 第39 議案第32号 平成29年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第40 議案第33号 平成29年度黒石市簡易水道特別会計予算

- 第41 議案第34号 平成29年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第42 議案第35号 平成29年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第43 議案第36号 平成29年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第44 議案第37号 平成29年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第45 議案第38号 平成29年度黒石市水道事業会計予算
- 第46 議案第39号 平成29年度黒石市下水道事業会計予算
- 第47 議案第40号 平成29年度黒石市中川財産区会計予算
- 第48 議案第41号 平成29年度黒石市上十川財産区会計予算
- 第49 議案第42号 平成29年度黒石市追子野木財産区会計予算
- 第50 議案第43号 平成29年度黒石市温湯財産区会計予算
- 第51 議案第44号 平成29年度黒石市袋財産区会計予算
- 第52 議案第45号 平成29年度黒石市南中野財産区会計予算
- 第53 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定について

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 長谷川 直 伸
次 長 幾 田 良 一
次長補佐兼議事係長 村 元 裕
主 事 櫛 引 亮 兵

会議の顛末

午前10時02分 開 議

◎議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

◎議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

5番工藤禎子議員、14番村上啓二議員を指名いたします。

◎議長（北山一衛） 日程第2 報告第1号 処分第1号 道路施設の管理^{かし}瑕疵による事故に係る和解についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

以上で、報告第1号 処分第1号 道路施設の管理^{かし}瑕疵による事故に係る和解についてを終わります。

◎議長(北山一衛) 日程第3 報告第2号 処分第2号 平成28年度黒石市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第4 報告第3号 処分第3号 道路施設の管理^{かし}瑕疵による事故に係る和解についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

以上で、報告第3号 処分第3号 道路施設の管理瑕疵^{かし}による事故に係る和解についてを終わります。

◎議長(北山一衛) 日程第5 報告第4号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

以上で、報告第4号 権利の放棄についてを終わります。

◎議長(北山一衛) 日程第6 報告第5号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

以上で、報告第5号 権利の放棄についてを終わります。

◎議長(北山一衛) 日程第7 報告第6号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

以上で、報告第6号 権利の放棄についてを終わります。

◎議長(北山一衛) 日程第8 報告第7号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

以上で、報告第7号 権利の放棄についてを終わります。

◎議長(北山一衛) 日程第9 議案第1号 黒石市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第10 議案第2号 誇れるふるさと黒石応援基金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第11 議案第3号 黒石市スポーツ振興基金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第12 議案第4号 黒石市高齢者の見守り活動の推進に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第13 議案第5号 黒石市立黒石幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第14 議案第6号 黒石市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第15 議案第7号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第16 議案第8号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第17 議案第9号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第18 議案第10号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第19 議案第11号 黒石市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第20 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第21 議案第13号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第22 議案第14号 黒石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第23 議案第15号 黒石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第24 議案第16号 黒石市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第25 議案第17号 市道の路線認定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第26 議案第18号 黒石市スポーツ交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第27 議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長(高樋憲) 議案第20号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字山形町138番地

氏 名 水 上 慶 吾

生年月日 昭和30年2月15日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第28 議案第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第21号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字上町3番地

氏 名 鳴 海 浩 二

生年月日 昭和35年10月15日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いた

します。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第29 議案第22号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長(高樋憲) 議案第22号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字三島字宮本104番地

氏 名 廣 瀬 弘 美

生年月日 昭和22年4月2日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長(北山一衛) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第30 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第23号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市追子野木二丁目111番地1

氏 名 葛 西 ぬみ子

生年月日 昭和29年2月6日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第31 議案第24号 平成28年度黒石市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第32 議案第25号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第33 議案第26号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第34 議案第27号 平成28年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第35 議案第28号 平成29年度黒石市一般会計予算から、日程第52 議案第45号 平成29年度黒石市南中野財産区会計予算まで、合わせて18件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しましたので、御報告いたします。

これより、議案第28号から議案第45号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第28号 平成29年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 平成29年度黒石市一般会計予算に反対するものであります。

市の財政を語る上で、政府予算にも触れなければなりません。2016年度の政府予算は、アベノミクスの3本の矢が成功していないことを裏づけています。税収が当初見込みより1兆7,000億円余り減り、その穴埋めとして、国債をさらに追加発行する状況であります。そういう中で、新年度の政府予算も税収を前年度より低く算定しており、大企業のもうけが中小企業にも還元されているという状況ではないことを示し、一方で、軍事費は5年連続で増加、TPP対策で海外への援助費の増加、そのツケは社会保障費の削減を初め文教予算、中小企業対策費、農業予算など、軒並み前年度比マイナスになっていることです。結局は消費税をこの間3%引き上げて、それでやりくりをし、さらに10%に消費税を引き上げないと財政運営が成り立たなくなつたということも示しています。そういう中で、総務省が、平成29年度の地方財政の見通し、

予算編成上の留意事項等を示したものを各地方行政に送ったわけなんですけれども、それを見ますと、歳出改革を着実に実行する、その取り組みを的確に予算に反映し、同時に聖域なき徹底した見直しを推進せよとなっていますが、税金の集め方、使い方に問題があると日本共産党は考えています。

アベノミクスの破綻が財政面でも表面化しており、この流れが黒石市の財政のやりくりにも大きく影響を与えています。1つ目は、市税も前年度より増額に見れず減収の予算であることは、市民の収入も減っているということを反映しています。2つ目は、地方交付税も新年度から成果主義、成績主義を用いるという、地方交付税の本来の趣旨から外れた方向性のもとで、まち・ひと・しごと創生総合戦略を鳴り物入りで進め、結局は、地方創生推進交付金の交付要件のハードルを上げたことにより、予算で計画に掲げたが、国の手当てが薄い状況もつくりだされる。つまり、展望を持って続けていける事業をきちんと選び、黒石の経済効果となり市民の増収につながるしっかりした事業計画を構築しなければ、地方創生事業が黒石市の厳しい財政に拍車をかけることになりかねない状況にあること。市民に損失を与えてはなりません。3つ目は、行政側が事業実態を議会に報告し、あずましい黒石にするために、行政と議会が二元代表制の中でお互い考えていくという姿勢が低いということです。市民のために行う政治が無駄な支出を生んだり、サービス低下をできるだけ招くことは避けるべきであります。また、細かい事業や取り組みで評価する点もありますが、日本共産党としては、国の予算に賛成できないという方向性を持っています。そして、その国の予算を色濃く反映した考え方の予算になっており、また、黒石市独自の問題点もあることから、反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 10番大溝雅昭議員。

◎10番（大溝雅昭） 私は、議案第28号 平成29年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

157億8,500万円、前年比0.9%増。規模は小さいながらも、依然として厳しい財政環境が続く中において、財政調整基金を取り崩すことなく予算を編成いたしました。予算の配分を工夫し、若い人が安心して働ける環境の整備や子供を生み育てやすい環境づくり、また、子供たちの育成を推し進める内容となっており、さらには市民との協働による黒石力を生かした事業など、新規事業も盛り込まれております。黒石市総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施と市の活性化が期待できる予算であると考えます。今後黒石市は、適正配置による統合小学校の建設、給食施設の建設等、まだまだ厳しい課題が続く中、ますます無理のない、確実な財政運営を期待しつつ、平成29年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（北山一衛） 議案第29号 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

御存じのように、国保は他の協会けんぽなどと違って、高齢者や低所得者層が多く加入しているという、そもそも構造的な問題を抱えており、その結果、滞納者が黒石でもふえています。その滞納の分析をしますと、ゼロ円から、ゼロ円というのは年金暮らしということですが、所得がゼロ円から100万円以内の方、それが滞納の61.7%。ゼロ円から200万円までと上げれば、もう既にここで84.3%の滞納者があることは、生活が大変な中での現状を示していると思います。そういう中で、短期保険証の発行や役所にとめ置き、そして、差し押さえとなり、さらに必要な医療を受ける障害となり、命と健康を脅かすということにつながります。また、実際の保険税がどうかといいますと、1世帯当たりで市の部で黒石は3番目となっています。そして保険税の引き下げは可能な状況にもなっているにもかかわらず、引き下げに使う考えはないということを再三示しております。私は、全国的に4億円を超える基金を持っているわけですから、5,000円でも、あるいは1万円でも、6,000世帯の中で引き下げは可能と、6,000万円くらいですから、可能と考えていますが、その還元をする考えがないということなどから、反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 3番高橋美紀子議員。

◎3番（高橋美紀子） 私は、議案第29号 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

市では、人口減少、少子高齢化、長びく景気低迷で国保税の収納率が下がる中、倒産などにより解雇された人の保険税軽減をして低所得者対策をしています。また、医療費通知やレセプト点検、ジェネリック医薬品の利用差額通知をするなど、医療費の適正化も図っています。保

健事業においては、特定健康診査の受診率向上のため、黒石市保健協力員会とタイアップして未受診者への受診勧奨事業を実施するとともに、新たに国民健康保険優良世帯と特定健康診査受診者へのインフルエンザ予防接種の費用を助成するなど予防事業へも積極的に取り組むことで、国保事業の安定に努めながら国保財政の黒字会計を継続しております。このことから、私は、平成29年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（北山一衛） 議案第30号 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

創設時の2008年から行われてきた均等割の軽減が9割から7割に引き下げられ、75歳になり後期に移された扶養家族にも9割が7割軽減と下がります。負担増となります。また、高額療養費の引き上げなど、黒石でも3,000人近い後期高齢者の方々に何らかの負担増が押しつけられることから反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 私は、議案第30号 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものであります。

高齢者が安心して医療を受け、できるだけ自立した生活が送れるように、青森県後期高齢者医療広域連合等と連携を図りながら必要な医療の給付を行うとともに、保健事業においては、健康診査のほかに歯科口腔健診などに積極的に取り組むことで安定的な運営を目指しております。また、保険料負担の適正化を図るため、低所得者に対する均等割額の軽減拡充を行うほか、保険料の徴収においても、実情に応じた納付相談、納付指導により、保険料の確保に努め、被保険者間の負担と公平を保っているところであります。このことから、私は、平成29年度黒石

市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（北山一衛） 議案第31号 平成29年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 議案第32号 平成29年度黒石市介護保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成29年度黒石市介護保険特別会計予算に反対するものであります。

高額介護サービス費の月額限度額が現行の3万7,200円から、8月から4万4,400円に引き上げられます。介護利用料が2割に引き上げられ、さらに3割負担や介護度要介護1、2の生活援助を介護保険給付から外す。そういう方向がさらに検討されています。これでは政府がいう介護離職ゼロなどといっても、高齢者の負担増や若者の将来の不安、また、家族介護の負担を

も招きかねない。さらには、平成30年に介護保険料の値上げを明言しました。そういう点から負担増が続くことが考えられますので、反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 11番工藤和子議員。

◎11番（工藤和子） 私は、議案第32号 平成29年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

当市では、高齢化率が30%を越え、高齢化の進展に伴い要介護認定者が増加し、介護ニーズがますます増大しています。それに伴い、介護給付費が年々増加していますが、市ではこれまで要介護認定の適正化やケアプランや住宅改修の点検などを行い、利用者に対しても給付費の通知書を送付するなど、介護給付の適正化のために対策を講じてきたところであります。そのことにより、介護保険料は県内10市で一番低く押さえられ、市民負担の軽減も図り、類似規模の団体に比べ介護給付費も低く抑えられて、適正に運営されています。また、平成29年度からは、介護予防日常生活支援給付事業を実施することにしており、さらなる介護予防の促進を図っております。このことから私は、平成29年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（北山一衛） 議案第33号 平成29年度黒石市簡易水道特別会計予算から議案第45号 平成29年度黒石市南中野財産区会計予算まで、合わせて13件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第33号から議案第45号まで、合わせて13件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第33号から議案第45号まで、合わせて13件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

議案第33号から議案第45号まで、合わせて13件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第45号まで、合わせて13件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第53 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長(高樋憲) 平成29年第1回黒石市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

このたびの議会におきましては、平成29年度当初予算を初め、各条例並びに人事案件など52議案につきましては、慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決いただきまして、まことにありがとうございました。御議決いただきました予算、条例などにつきましては、当初の目的を達成するため、適正的確に執行してまいります。

さて、この冬は、1月に集中的な降雪があり心配していましたが、その後落ち着き、胸をな

でおろしたところであります。春の足音もすぐそこに来ており、いよいよ新年度がスタートいたします。課題もたくさんありますが、市民の皆さんが、胸に夢と希望を抱き進んでいけるよう黒石力を結集し、誇れる故郷くろいし実現に向けた市政運営に努めてまいりますので、市民及び議員の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます、第1回黒石市議会定例会閉会に当たっての御挨拶といたします。

(拍手)

降壇

◎議長（北山一衛） これにて平成29年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午後10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月15日

黒石市議会議長 北山一衛

黒石市議会議員 工藤禎子

黒石市議会議員 村上啓二